

# 富山高岡広域都市計画火葬場の変更に関する公聴会を開催します

## 都市計画の変更

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画です。

このため、都市計画法では、市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画・用途地域等の土地利用計画、道路・公園等の都市施設計画、土地区画整理事業等の市街地開発事業計画及び地区計画を必要に応じて定めることとしています。

富山高岡広域都市計画区域では、平成7年に射水郷斎場、平成13年に高岡市・福岡町総合斎場の2つの火葬場に関する都市計画を定めています。

今回は、都市計画法に基づき新たに射水市斎場（約21,000㎡）を追加し、射水郷斎場（約5,100㎡）を廃止するものです。

変更の理由及び基本的な考え方は次のとおりです。

### 1 変更の理由

射水市を対象とした火葬場を将来人口や稼働状況、地理特性を勘案し変更するものです。

### 2 富山高岡広域都市計画火葬場の変更の基本的な考え方

新たな火葬場は、関係機関協議を行い、以下の考え方に基づき、名称を「射水市斎場」とし、位置及び面積を「別紙（裏面参照）」とする原案を作成しました。

#### (1) 施設の必要性

射水郷斎場は、昭和41年に竣工し、竣工から約50年が経過し施設の老朽化が進行していること、将来予測される死亡者数に基づく火葬需要への対応から、適正な規模での火葬場整備を図る必要があります。現在地は狭小であり、周辺地の状況から適正な規模への拡張は困難であるため、新たな場所にて火葬場整備が必要です。

#### (2) 施設の位置

当該地は、国道8号と国道472号の二本の幹線道路が交差する地点に近接することから、市全域からの交通アクセスに優れ、農道や集落道の使用見込みがなく、住宅地から一定以上の距離があり、都市計画上の支障がないと考えられます。

#### (3) 施設の規模

射水市の将来予測される死亡者数から推定した火葬炉の基数（6基）を確保し、利用者のための駐車場や緑地等環境対策に配慮した施設が確保できる規模の約21,000㎡の敷地面積です。

また、射水郷斎場については、射水市斎場の稼働に合わせて稼働停止とする計画であり、今回都市計画施設から廃止とする原案を作成しました。

## 公聴会の開催

原案について市民の皆様のご意見を伺いたく、公聴会を開催することとしましたので、皆様のご参加をお願いします。

公聴会では、ご意見を陳述する機会がありますので、あらかじめ申し出のうえ、ご意見をお聞かせください。

### 公聴会期日及び場所

開催期日及び時間	場 所
平成30年6月29日(金)午後7時から	新湊農村環境改善センター(射水市鏡宮301)

### 公述の申出

公述を希望される方は、以下の様式による公述申出書1通を平成30年6月22日までに到達するよう射水市都市整備部都市計画課に提出してください。（郵送による場合は、同日に届いたものまで有効です。）

なお、同趣旨の意見が多数ある場合、公述人の人数又は意見を述べる時間を制限することがあります。公述人を定めたとき、又は前述の制限をしたときは、その旨を本人に通知します。

公述申出書	
平成30年6月29日に開催される富山高岡広域都市計画火葬場の変更に関する射水市都市計画公聴会において、次のとおり意見を陳述したいので申し出ます。	
平成30年 月 日	
射水市長 夏野 元志 殿	
公述申出人	
住所	電話番号
氏名	
意見の要旨	
その理由	

備考・意見の要旨及びその理由並びに住所、電話番号及び氏名を必ず記載してください。記載漏れがある場合は、受理できませんので注意してください。

・意見の要旨とその理由とを区分して400字以内に簡潔・明瞭にお書きください。

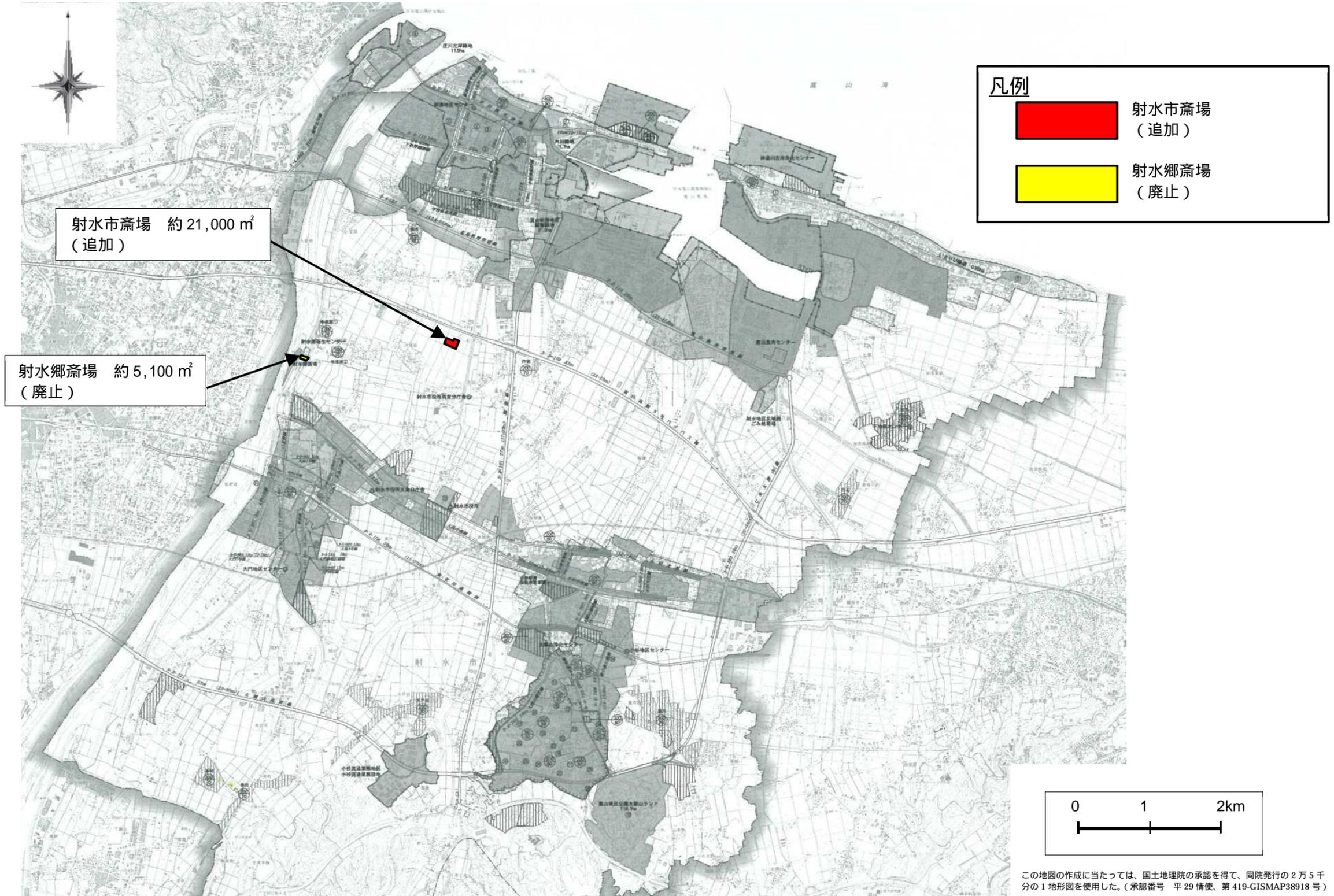
・記載された個人情報は、当公聴会以外の目的には使用しません。

問い合わせ先及び公述申出書の送付先並びに原案の縦覧場所

射水市都市整備部都市計画課（射水市役所大島分庁舎3階）

〒939-0292 射水市小島703番地 電話番号0766-51-6680

# 富山高岡広域都市計画火葬場の変更（原案）概要



この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平29情使、第419-GISMAP38918号)